

解体撤去実施マニュアル共通編 新旧対照表（主な改定箇所）

資料 8 別紙 3

1. 本書の作成・改訂について

解体撤去実施マニュアル共通編 改訂第 1 版 (令和 5 年 3 月版)	解体撤去実施マニュアル共通編 改訂第 2 版(令和 6 年〇月版)		改訂理由等
内容	内容		
(本マニュアルのこれまでの対応) (改訂第 1 版の作成と公表) (共通マニュアルの主な改訂内容) (資料集の主な改訂内容)	(本マニュアルのこれまでの対応) (改訂第 1 版の作成と公表) (共通マニュアルの主な改訂内容) (資料集の主な改訂内容) (改訂第 2 版の作成と公表) 改訂第 2 版はプラズマ溶融分解設備の解体撤去の考え方を追記し、事業検討委員会の承認を得て、2024 年（令和 6 年）〇月に公表した。 (共通マニュアルの主な改訂内容)		

2. 新旧比較表 (第1章)

解体撤去実施マニュアル共通編 改訂第1版(令和5年3月版)		解体撤去実施マニュアル共通編 改訂第2版(令和6年●月版)		改訂理由等
頁	内容	頁	内容	
7 8	2. JESCO PCB 処理施設の解体撤去の概要 (2) 解体撤去の範囲と順序 JESCO PCB 処理施設の解体撤去の対象範囲は、各 JESCO PCB 処理施設のプラント設備² 及び建屋³ や場内道路等に加えて受電設備等のユーティリティ関係や倉庫等の関連設備であり、JESCO が事業所ごとに決定する。 (注釈 2) 本共通マニュアルは、プラント設備について、トランス (変圧器)・コンデンサの PCB 処理工程の設備を主な対象としており、北九州 PCB 処理 2 期施設及び北海道 PCB 処理増設施設のプラズマ溶融設備については、今後、その解体撤去に係る事項について追記する予定である。	8 9	2. JESCO PCB 処理施設の解体撤去の概要 (2) 解体撤去の範囲と順序 JESCO PCB 処理施設の解体撤去の対象範囲は、各 JESCO PCB 処理施設のプラント設備及び建屋³ や場内道路等に加えて受電設備等のユーティリティ関係や倉庫等の関連設備であり、JESCO が事業所ごとに決定する。 (注釈 2) 本共通マニュアルは、プラント設備について、トランス (変圧器)・コンデンサの PCB 処理工程の設備を主な対象としており、北九州 PCB 処理 2 期施設及び北海道 PCB 処理増設施設のプラズマ溶融設備については、今後、その解体撤去に係る事項について追記する予定である。	プラズマ溶融分解設備の溶融炉以降にダイオキシン類が付着しており、厚生労働省「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守して作業す。
15	③大気汚染防止法 例：プラズマ溶融施設	15 18	③大気汚染防止法 例：プラズマ溶融施設分解設備 ⑨廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 厚生労働省「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 (以下、ダイオキシン類対策要綱)」において、廃棄物処理施設の解体におけるダイオキシン類対策が定められている。 北海道 PCB 廃棄物処理施設(増設)と北九州 PCB 廃棄物処理施設 (第 2 期) のプラズマ溶融分解設備は、プラズマ前処理とプラズマ溶融分解炉で構成されており、プラズマ溶融分解設備の解体撤去方法を検討するため、PCB 及びダイオキシン類の付着状況調査と作業環境測定を実施した。プラズマ前処理は低濃度 PCB 付着レベルが確認されたが、プラズマ溶融分解炉の PCB はすべて該当性判断基準の 0.5mg/kg 以下で、ダイオキシン類については排ガス処理工程の一部で 3ng-TEQ/g 超の付着が確認された。 このため、先ず PCB 付着が想定されるプラズマ前処理に関して、解体撤去実施マニュアルに基づき、除去分別と解体撤去を実施する。その後、プラズマ溶融分解炉について、ダイオキシン類対策要綱に従って作業することを基本とする。PCB 及びダイオキシン類の付着状況並びに解体撤去の処理フロー等の詳細は、資料集 第 2 章Ⅱ. を参照のこと。	

以上